

## 国際課税問題の展望

水 盛 五 実

(国税庁国税審議官)

日本企業の海外進出の増加に伴い、進出先の税務当局との間で課税問題が発生するケースが近年増加する傾向にあり、国税庁への国際課税問題に関する相談件数も増えております。国際課税問題の中で現在最も注目を集めている移転価格の分野については、昨年7月にOECDが新ガイドラインの基本論に関する部分を発表し、多国間の共同作業による国際的なルールづくりの作業が大きく進展しました。

それでは、国際課税問題に対するわが国の対応についてご紹介したいと思います。

### (1) 課税事案に関する相互協議への対応

現在当庁が抱えている相互協議事案の件数は増加しており、その中で当庁の移転価格課税事案も増加しています。また、移転価格ばかりでなく、所得の源泉地に関する問題、恒久的施設の認定に関する問題、各国固有の所得算定方法の問題等も依然として発生しており、条約に適合しない課税が行われることによって二重課税が生じる恐れがあったり、実際に二重課税が生じた事案が後をたちません。

相互協議においては、各国の税制、国内事情、経済的発展段階、文化等の違いもあり合意に至るまでには時間を要することもやむを得ない場合があります。しかし、条約に適合しない課税を排除することが望ましいことから、できる限り早期に合意に達する努力を払いたいと考えています。

### (2) 事前確認の相互協議への対応

現在、事前確認に関する相互協議の申立て件数も増加しております。事前確認制度は、納税者の予測可能性を高め、二重課税の発生のを未然防止を図ることを目的とするものであり、適切に対応したいと考えております。特に、二つの国の税務当局間の相互協議を伴う事前確認（BAPA: Bilateral Advance Pricing Arrangement）は、事前確認のメリットをさらに高めるものであり、柔軟かつ積極的に対応したいと考えております。

### (3) OECDの移転価格に関する新ガイドライン

移転価格課税に関しては、多国間による議論の場において国際的に認められたルールづくりを進める必要があるとの認識にたち、1993年からOECD租税委員会の場において、「移転価格税制に関する1979年ガイドライン」の改訂作業が行われてきましたが、昨年7月にその基本論に関する部分が確定し発表されました。わが国はこの改訂作業に積極的に参加してきました。この新ガイドラインは、国際化の進展により、近年とみに複雑化しつつある課税の分野において、国際的コンセンサスを構築しえたという意味で重要な意義を有するものであると思います。新ガイドラインにおいて、独立企業原則の堅持を明確に打ち出している点、及び、各国の移転価格税制の適用の実態について、OECDにおいてモニターしていくこととしている点が注目されます。

改訂作業は現在も続いており、わが国は今後とも積極的に改訂作業に貢献していきたいと考えております。

### (4) 新たな国際課税問題への対応

技術革新によって経済取引が高度化・複雑化しており、従来の課税手法では直ちに対処できない問題も発生しています。グローバル・トレーディングはその好例でしょう。グローバル・トレーディングのように、グループがひとつの有機体のように活動する場合に全体として獲得した利益を関連会社や支店にいかに関与すべきかという問題に適切に対応することは、デリバティブ等の新金融商品の取引が拡大していくにつれ、益々重要な問題となっていくとみられます。グローバル・トレーディングについては、現在、OECD租税委員会の中の新金融商品部会において、わが国が中心になって議論が進められており、その成果が期待されるようです。

### (5) 国際協力の推進

国際課税の諸問題に対応していく上で、各国と友好な国際協力関係を築いていくことが重要であることはいうまでもありません。そこで、環太平洋税務長官会議(PATA)、アジア税務長官会議(SGATAR)、日韓及び日中長官会合、OECD租税委員会等の国際会議や租税条約締結国との二国間協議を通じて、国際協力を進めていくとともに、中国、ロシア、ベトナム等諸外国からの研修生を受け入れ、外国税務当局に対する知的支援を積極的に推進していきたいと考えております。